

議案第 4 6 号

亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部改正について

亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定  
める条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 5 月 3 1 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に  
より議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加え、同項第5号中「者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。